みよし市シルバー人材センター会員互助会会則

（名称）
第１条　この会は、みよし市シルバー人材センター会員互助会（以下「互助会」という。）という。
（事務所）
第２条　互助会の事務所は、みよし市シルバー人材センター（以下「センター」という。）事務局内に置く。
（目的）
第３条　互助会は、会員相互の親睦及び融和並びに互助を図り、センターの事業の推進に資することを目的とする。
（事業）
第４条　互助会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
(1)　会員の福利厚生に関すること
(2)　会員の慶弔に関すること
(3)　センターから委託された事業
(4)　会員のボランティア活動に関すること
(5)　その他前条の目的を達成するための事業
（会員）
第５条　会員は、センターの全会員とする。
（資格の取得及び喪失）
第６条　互助会の会員資格は、センターの会員になった日から会員の資格を取得する。
2　会員が、センターの会員でなくなったとき、会員の資格を喪失する。
（会費）
第７条　互助会の経費は、会費、補助金その他の収入をもってこれに充てる。
(1)　会費は、年額 2,000 円とし、センター会費と併合して徴収する。ただし、事業年度途中で入会した会員は、別表１の額とする。
(2)　納入された会費は返還しない。
（役員）
第８条　互助会に次の役員を置く。
(1)　会　長　　１名
(2)　副会長　　１名
(3)　委　員　　６名（地域班長）
(4)　幹　事　　若干名
(5)　監　事　　２名
2　互助会に顧問を置くことができる。
（役員の選任）
第９条　互助会の役員の選任については、次に定める。
2　会長は、センター副会長、副会長は幹事の中から互選し、監事はセンター監事がその任にあたることとする。
3　顧問及び幹事は会長が委嘱する。
4　委員は、センターの地域班長をもってこれにあたる。
（役員の任務）
第10条　会長は、会を代表し統括する。
2　副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代理する。
3　委員及び幹事は、第３条目的達成のため事業の企画、立案の策定の任にあたる。
4　監事は、互助会の事業及び会計事務を監査する。
（役員の任期）

第 11 条　役員の任期は定款第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じ 2 年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
2　役員は、再選をすることができる。
3　役員は、辞任し、又は任期が満了した場合でも、後任者が選任される間はその任務を行うものとする。
（会議）
第 12 条　互助会の会議は次のとおりとする。
(1)　総　会
総会は、第 6 条の会員で構成し、毎年センターの定時総会に併せて、事業報告及び会計報告を行う。
(2)　役員会
役員会は、第８条の役員で構成し、会長が招集し、会長が議長となる。
（報告）
第 13 条　役員会において審議決定した事項については、直近に開催される理事会にその検討された内容及び決定事項等について報告することとする。
（役員会議に伴う交通費）
第 14 条　会議に伴う交通費は、別表 2 のとおりとする。
（慶弔）
第 15 条　第 4 条に規定する慶弔給付は、別表 3 のとおりとする。
2　慶弔給付については、原則として、地域班長をもって事務局への連絡、給付を行う。併せて死亡の場合互助会を代表し通夜、もしくは葬儀に参列することとする。
（会計年度）
第 16 条　互助会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
（事務局）
第 17 条　互助会に事務局職員を置き、事務局職員は会長が役員会の同意を得て委嘱する。
2　事務局職員は会務のために要する費用弁償を受けることができる。
（その他）
第 18 条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って定める。
第 19 条　この会則の改正は、役員会の議を経て行う。

附　則

この会則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表１（第７条関係）

入会月	金　額
４月～１２月	2,000 円
１月～３月	1,000 円

別表 2（第 14 条関係）

区　分	支給額
1 人 1 回あたり	500 円
年間１人あたり限度額	5,000 円

別表 3（第 15 条関係）

給付の区分		給付条件及び給付対象	給付額
就業中 の事故	弔慰金 見舞金	本人が死亡したとき 引き続き 7 日以上入院したとき	10,000 円 3,000 円
上記以外	弔慰金	本人が死亡したとき	3,000 円